

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和3年度第1回さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会
2 会議の開催日時	令和3年9月
3 会議の開催場所	—
4 出席者名	委員 中島雅子委員長、大向隆三委員、 溝口景子委員、佐久間由記委員、 平川和明委員、木村良治委員、 長嶋美知子委員、豊田由香委員、 富田英雄委員、上原一孝委員
5 欠席者名	—
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) 令和3年度事業計画について (2) 令和3年度事業の進捗状況について (3) その他 (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	情報公開条例第23条第3号のため (公開することにより新型コロナウイルス感染拡大のおそれがあり、当該会議の適切な運営に支障が生ずるため)
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	(1) 令和3年度事業計画について (2) 令和3年度事業の進捗状況について
10 問合せ先	教育委員会 生涯学習部 青少年宇宙科学館 電話番号 048-881-1515
11 その他	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送により書面での審議を行いました。

令和3年度 さいたま市青少年宇宙科学館

第1回 運営委員会



書面会議資料

目次

1	運営基本方針	3
2	組織	4
3	令和3年度の主な事業計画	5
4	新型コロナウイルス感染症への対応	8
5	施設・設備面等の事業計画	10
6	事業の進捗状況	11
	『宇宙のまち さいたま』教育プロジェクトの推進	12
(1)	展示事業	14
(2)	プラネタリウム投影事業	18
(3)	「宇宙のまち さいたま」事業	21
(4)	教室事業	27
(5)	学校等支援事業	29
7	統計	32
8	広報関係概要	35

1 運営基本方針

- ・青少年をはじめ、市民に親しまれる事業を通して、宇宙や科学に対する興味・関心を高める。
- ・学校教育との連携を深め、科学的な思考や学習意欲を高める。
- ・展示並びに普及事業等を通して、青少年の健全な育成を図る。

来館者に『夢』や『希望』をはぐくみ、
来て良かった、また来たいと
思っていただけのような科学館

2 組織



3 令和3年度の主な事業計画 ①

『宇宙のまち さいたま』教育プロジェクトの推進

(1) 展示事業 (6月より再開)

「むしむしわ〜んど2021」、「光展」、「透明標本展」他

(2) プラネタリウム投影事業 (6月より再開)

- ・一般投影「VOYAGER」、「チコちゃんに叱られる！」
「モササウルス」、「しまじろうとおおきなき」
「宇宙散歩」
- ・特別投影「プラネタリウム de 読み聞かせ」
「はじめてのプラネタリウム」
「熟睡プラ寝たリウム in さいたま」
- ・学習投影
- ・幼児・七夕投影

(3) 「宇宙のまち さいたま」事業

- ・若田宇宙飛行士アカデミー スペースコース、
スペースコースアドバンス
(新規事業)

ロボットコース

- ・若田名誉館長杯ローバーロボット大会2021

(4) 教室事業

- ・天体観望会
- ・高校生ロケット教室
- ・プログラミング教室 等

(5) 学校等支援事業

- ・スクール・サポート・サイエンス事業(出前天体観望会)
- ・サイエンスフェスティバル(ワークショップ部門・動画コンテスト部門)
- ・中高生科学館ボランティア

3 令和3年度の主な事業計画 ②

○リニューアルオープンのイベント

- ・プラネタリウム
「Challenge to the universe〜若田光一の宇宙〜」の投影
- ・なぞ解きイベント
プラネタリウム入場者になぞ解き用紙を配付。正解者に科学館オリジナル缶バッジをプレゼント。
- ・常設展示リニューアル
若田宇宙飛行士コーナー、太陽系模型、光の壁 等



プラネタリウム番組



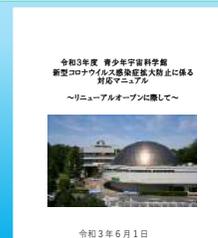
なぞ解きイベント



若田宇宙飛行士コーナー

4 新型コロナウイルス感染症への対応 (1) 運営マネジメント

○「青少年宇宙科学館の再開における 対応マニュアル」の改訂



令和3年6月1日

リニューアルオープンに際して
マニュアルの作成



緊急危機管理マニュアル

4 新型コロナウイルス感染症への対応 (2)館内での工夫



注意喚起の掲示



ワークショップでのパーテーションの設置



展示物付近への消毒台の設置



ボタン部分に抗菌フィルムの貼り付け

6 事業の進捗状況

11

5 施設・設備面等の事業計画

- 若田宇宙飛行士コーナーのリニューアル
- インフォメーションカウンターに電子掲示板の設置
- 常設展示コーナーのリニューアル
- 生体管理室の設置と生体展示場所のリニューアル



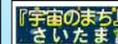
若田宇宙飛行士コーナー



電子掲示板の設置

10

『宇宙のまち さいたま』教育プロジェクト



『宇宙のまち さいたま』

「宇宙時代をたくましく生き、未来を創造する人材」を育成するため、
「宇宙や科学技術への夢や希望をはぐくむ教育」の推進

令和3年度の計画

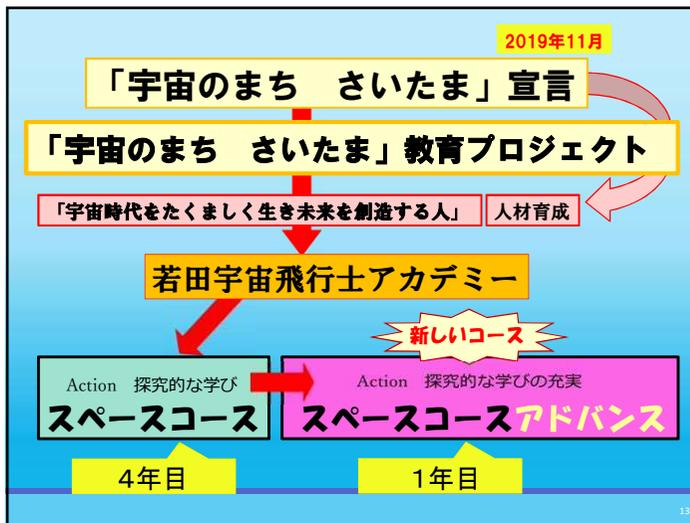
●『宇宙のまち さいたま』教育プロジェクトの充実

- ・「宇宙のまち さいたま」アクションプランの実践
- ・若田フライトに向けてのプロジェクト(後半期)

●【『宇宙のまち さいたま』フォーラム】の開催

- 「宇宙のまち さいたま」教育プロジェクトを広く市民に発信
- ・講師による講演 (講師:佐賀県立宇宙科学館 館長・渡辺 勝巳氏)
 - ・若田宇宙飛行士アカデミー スペースコースアドバンスの受講者によるプレゼンテーション発表
 - ・企業、団体、高校、大学によるワークショップ

12



(1) 展示事業

令和3年度企画展一覧

R3.7.31現在

No.	企画展名	期間	概要	期間中 来館者数 (人)
①	むしむしわ〜ると 2021	R3.6.1～ R2.7.11	昆虫標本・カブトムシクワガタムシの生体を展示。 講演会や標本教室を実施。	18,524
②	光展	R3.7.17～ R3.9.12	光の性質を様々な視点から とらえ、子供から大人まで楽 しめる空間を提供。	15,264
③	Theティラノサウル ス・ワールド2021	R3.10.23～ R4.1.16	埼玉県内初公開の展示あり。 プラネタリウム番組とのコラ ボレーションを企画。	
④	透明標本展	R4.1.29～ R4.3.21	生き物の骨格を見ることがで きる透明の標本を展示。	

14

① 企画展 I 『むしむしわ〜ると2021』

令和3年6月1日(火)～令和3年7月11日(日)



標本展示



生体展示



講演会



ワークショップ

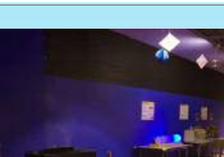
15

② 企画展 II 『光展』

令和3年7月17日(土)～令和3年9月12日(日)



備光アート



ミストスクリーン



カードを通して見ると



光の三原色

16

夏休み企画
③『ワクワクワークショップ』

令和3年7月22日(木・祝)～令和3年8月1日(日)
※緊急事態宣言に伴い8月3日より中止



オイルモーション



蓄光スライム

「カラフル！オイルモーション」2,854人
「ピカピカ！蓄光スライム」1,354人
合計4,208人の参加者





感染症対策を徹底した会場設営と運営
(運営は博物館実習性と中高生ボランティア)

(2)プラネタリウム投影事業

R3.7.31現在

①-1一般投影

番組名	投影期間	投影回数(回)	総入場者数(人)
Challenge to the universe ～若田光一の宇宙～	R3.6.5～R3.6.27	5	405
ポケットモンスター	R3.6.5～R3.9.26	22	3,847
名探偵コナン	R3.6.1～R3.8.29	50	3,775
VOYAGER	R3. 7. 4～R4.3.31	14	701
チコちゃんに叱られる！	R3. 9. 1～R4.3.31		
モササウルス	R3.10.2～R4.1.30		
しまじろうとおおきなき	R4 1. 12～R4.3.31		
星宙散歩	R3.6.12～R4.3.31	6	261

①-2特別投影

番組名	実施日(予定)
プラネタリウム de 読み聞かせ	R4.1.23
はじめてのプラネタリウム	7月・10月・1月・3月
熟睡プラ寝たリウム in さいたま	R3.11.23



②学習投影

★全ての市立小学校4年生・5年生、中学校・中等教育学校3年生、特別支援学校の児童生徒を対象とした「プラネタリウムを活用した学習利用」(政令指定都市では唯一)

今年度は、コロナ禍により、令和2年度に延期した小学校5年生も同時に実施。

- さいたま市オリジナルの「プラネタリウム学習番組」視聴
- 今夜の星空解説(指導主事によるライブ解説)
- 希望小学校による体験学習の実施(サイエンスショーと館内見学)
- 希望中学校による参加型授業の実施

※写真は令和元年度



小学校4年・5年生



中学校3年生 宇宙授業

③幼児・七夕投影

★市内の幼稚園・保育園の園児を対象とした今夜の星空についての生解説と七夕にまつわる内容の投影

実施期間：6月8日(火)～6月30日(水)(15園実施)
(参加者数 園児:543人 ・ 引率者:103人参加)



生解説と七夕のお話



館内見学

(3)「宇宙のまち さいたま」事業

①若田宇宙飛行士アカデミー スペースコース

★最先端の科学技術をもつ大学・企業・団体と連携した全5日間のプログラム



- 応募倍率1.3倍(受講者24人/応募者32人)
- 内 容
 - 元JAXA職員による講義 (佐賀県立科学博物館長・埼玉工業大学名誉教授 等)
 - 宇宙開発分野で躍進する企業の方の講義とプログラミング体験
 - ディスカッションを通して考えを深め合い、発信するプログラム
 - 大学との連携によるハイブリッド・ロケットの組み立て・発射実験

21

②若田宇宙飛行士アカデミー スペースコース アドバンス(新規事業)

★スペースコース修了生を対象とした最新の宇宙科学技術の理解をさらに深める全4日間のプログラム



- 応募者数 令和2年度若田宇宙飛行士アカデミースペースコース修了生11人(小学生5人・中学生6人)
- 内 容
 - 最先端の宇宙開発に携わる企業の方の講義 (令和3年度 清水建設株式会社 博士)
 - 新たな知識を得てディスカッションを通してお互いの考えを深める。
 - 「宇宙のまち さいたま」フォーラムにてプレゼンテーション発表

22

③若田宇宙飛行士アカデミー ロボットコース

★発達段階に応じ、全ての学年を対象としたロボット教室 3教室6講座

プログラミングロボット教室	対象・定員	回数	
プログラミングロボットを作って、プログラミングとマシン制御で学ぼう	小5～中3 18組	2	
プログラミングロボットで遊ぼう	小1～小4 10組	2	
コラボ・ロボット教室(大学連携)	対象・定員	回数	
レゴブロックを使って宇宙エレベーターロボットを作ろう	小4～中3 15人	2	
スカベンジャーロボットを作ろう	小3～中3 20人	1	
ロボット作り教室	対象・定員	回数	
プチロボを作ろう	小4～中3 8人	2	
ねずみロボットを作ろう	小1～小4 20組	2	

23

④若田名誉館長杯ローバーロボット大会2021

名誉館長の若田光一宇宙飛行士の業績を讃えるロボット大会
平成30年度ローバーロボット大会の様子



- 応募者数 小学生の部(小学校4年～6年生・1チーム2人) 16チーム参加(応募31チーム 倍率1.9倍)
中学生の部(部活動での参加可) 20チーム参加(応募35チーム 倍率1.8倍) **8月22日(日) 実施予定**
- 内 容 2機のロボットで、2つのミッションにタイムアタック方式で挑み合計タイムを競う。
ミッション:レスキューミッション・サンプルリターンミッション

24

⑤ コズミックカレッジ

★JAXAが開発した宇宙をテーマにした体験型学習



真空実験



空力翼艇



星砂を探そう

令和3年10月3日(日)
ジュニアコース
(宇宙劇場会場)

実験内容
○簡易真空実験
○空力翼艇

令和4年3月6日(日)
キッズコース
(宇宙劇場会場)

実験内容
○星砂を探そう
○バルーンロケット

25

⑥ 高校生ロケット教室

★ロケットの仕組みの学習、モデルロケットの製作、試射、記録会を実施



モデルロケットの製作や試射の様子

令和3年10月23日(土)実施予定
(昨年度、大宮北高校の生徒11名が参加)

25

(4) 教室事業

① 魅力ある教室事業



魅力ある教室事業

事業名	年間予定回数(回)
天体観望会	11
土曜ワークショップ	41
特別サイエンスショー	2



ワークショップ



館内イベント
(特別サイエンスショー)

27

② その他教室事業一覧

※R3.7.31現在

事業名	対象・定員	年間予定回数(回)
科学実験教室	小3～中学	4
身近な科学探検の会(ボランティア)	小2～中学	4
くらしか(ボランティア)	小3～中学	4
科学工作教室	小学～中学	5
自然観察教室	小学生以上	3
顕微鏡教室	小3～中学	4
天文宇宙教室	小3～中学	2
植物画教室	小3～一般	2期(1期4回)
昆虫博士教室	小学生以上	7
切り絵教室	一般	中止
プログラミング教室	小1～中学	2
合計		37

(5) 学校等支援事業

① スクール・サポート・サイエンス事業

当館の職員による出前天体観望会



今年度は、プラネタリウム学習利用が2月まで予定されているため、出前授業は実施しません。

出前天体観望会
(対象:小・中・中等教育・特別支援学校)

令和3年度 受入予定学校数(12月~3月)16校
※昨年度 出前授業:33校 出前天体観望会:1校

29

② 中高生科学館ボランティア

中・高等学校の生徒による
夏休みの科学館事業の運営補助(2~3日間)



活動の様子
(ワクワクワークショップ)



活動の様子
(クショップ準備)

参加校数・人数

中学校:14校・67人 高等学校:4校5人
※昨年度 中学校:17校・64人

30

中高生の科学の祭典

③ サイエンスフェスティバル

さいたま市内の中・高等学校の科学部等の生徒による
ワークショップ・動画コンテスト



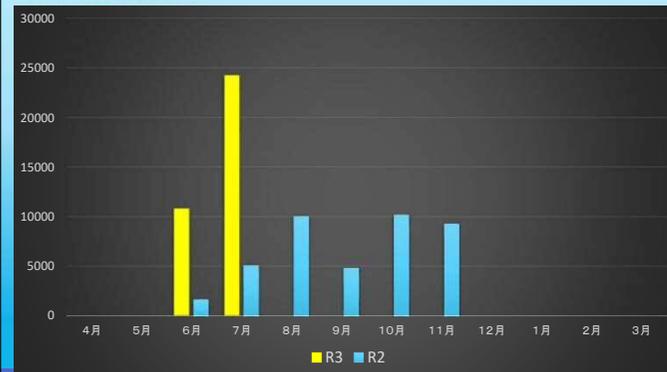
会場や各ブースの様子(令和元年度)

令和3年度実施予定
令和4年2月 6日(日)【ワークショップ・動画コンテスト】
令和4年2月12日(土)【ワークショップ・動画コンテスト試写会】

31

7 統計

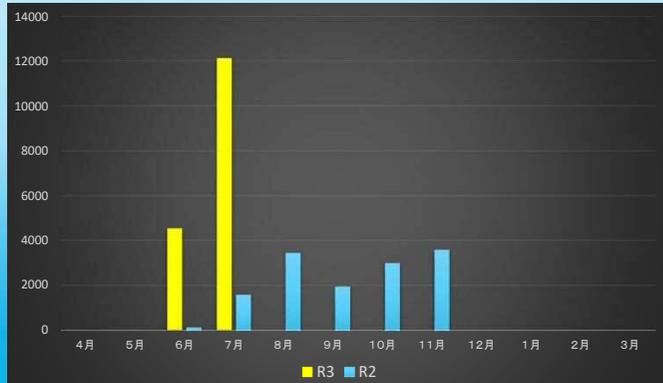
① 入館者数



※R3.7.31現在

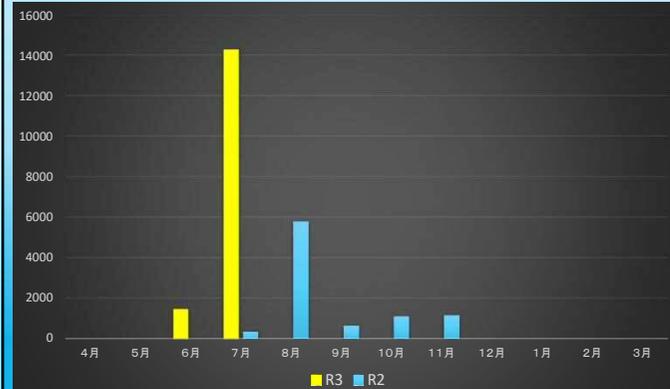
32

② プラネタリウム利用者数



※R3.7.31現在 33

③ 施設利用者数



※R3.7.31現在 34

8 広報関係概要

(1) チラシ年11回(内4回配付済)

(2) テレビ・ラジオ

- ・REDS WAVE「さいたまピックス」で毎月2回科学館から電話出演(録音)

(3) 雑誌・情報誌・Web

- ・市報さいたま
- ・さいたま子育て情報局「さいたま子育てWEB」に掲載
- ・旅行情報サイト「NAVITIME Travel」に掲載
- ・地域情報専門サイト「itot 北浦和(緑区三室)付近」に掲載
- ・近畿日本ツーリストWeb版情報サイト「みちしるべ」に掲載
- ・まっふるマガジン「埼玉'22」に掲載
- ・時空旅人別冊「日本宇宙開発史(仮)」に掲載

※R3.7.31現在

令和3年度 第1回さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会【書面開催まとめ】

1 令和3年度事業計画について

(各委員からの意見等)

- 令和3年度の事業計画は多種多様で、いろいろな年齢層の人も楽しめ、見る・聞くだけでなく、体験活動も位置づけられており、充実した魅力ある内容になっていると思います。
- 施設・設備面の事業計画について、太陽系模型、光の壁、若田宇宙飛行士コーナーは子供たちの宇宙への興味・関心を抱かせとても効果的でした。特に、若田宇宙飛行士コーナーでの解説は、園児たちにも分かり易く大変興味をもたせ、見学後家庭で保護者と宇宙や星のことについて一緒に調べた子もいました。
- リニューアルの施設について、決められた予算の中で素晴らしいリニューアルがされていると思いました。他の地域にある科学館は有料施設も多く、大規模なリニューアルがされていますが、無料館にもかかわらず魅力的な施設になったと思います。

2 令和3年度事業の進捗状況について

(各委員からの意見等)

- 「学校等支援事業」において、パンデミック禍でのICTを活用した学習活動や、オンライン上での科学館の利用の仕方についても、発信できるとさらに学校現場への支援につながると思いました。
- 11月に実施予定のフォーラムですが、可能ならば講演の概要やプレゼン資料、ワークショップの概要(狙いや参加者の様子)などを小冊子にまとめていただき、館の来場者へ配布したり、次回運営委員会で委員へ配布するなど、ご検討いただけないでしょうか。
- 若田さんフライトは子どもたちを明るい気持ちにさせてくれることと考えます。ぜひ、「宇宙のまち さいたま」プロジェクトをさいたま市の子どもたちに浸透させていただきたいです。若田さんが宇宙から生の声をリアルタイムで子どもたちに届けてくれたり、リアルタイムの若田さんにGIGAスクール構想を利用して触れあえたりすると素敵だと思います。
- 「宇宙のまち さいたま」宣言により、教育プロジェクトが今後どのように展開していくのか、特にスペースコースアドバンスに向けて、終了した青少年の関わり方にも期待したいものです。(運営補助につながっているのでしょうか。)

- 若田宇宙飛行士アカデミーの様々なコースの継続・発展を期待しています。
- 学校投影の内容は他市に比べても充実していると思います。宇宙科学館の基本方針をもとに着実に実績をあげていると思います。この素晴らしい事業を広く市民に周知する広報活動は今後もぜひ進めていただきたいと思います。
- 「宇宙のまち さいたま」について、学校にまだまだ浸透していないのが現状です。何かインパクトのあるポスター（プロジェクトの内容も簡単にわかるもの）を学校掲示用として作成していただけたらうれしいです。
- 学習利用について、今年度小学校4年生・5年生の対応をしていただきありがとうございます。子どもたちは、プラネタリウムで学習できたことをとても喜んでいました。反面、二学年一緒の投影でしたので、「密ではないか」との心配の声があがっていました。

3 その他

（各委員からの意見等）

- 科学部に限らず、全ての子どもたち対象の発明・研究コンテストや、ギリシャ神話を題材にした絵本コンテスト（入賞者は出版される）など、頑張ったら何か良いことがあるような事業はいかがでしょうか。
- 宇宙科学館独自のYouTubeチャンネルを作り、さいたま市の子どもたちも一緒に作り上げていけるようなものになるとおもしろいと思います。
- 利用内容情報を、早めに各広報にお出しいただけることをお願いします。
- 今後新しい生活様式に伴いリモート学習が増えたり、気楽に参加希望者が増えてくるかと思しますので、オンライン開催により中止せざるを得ないプログラムについて形を変えて実行できるように努めてくださるよう願います。
- Wi-Fiの環境を個人のみならず学校や各児童館や他の公共施設などでも整った場所への協力の働きかけなども必要ではないかと考えます。
- GIGAスクール構想の取り込み状況についてご回答を頂ければと思います。
- STEAMS教育の「STEAMS TIME」が令和4年度から始まります。科学館のノウハウをぜひテーマ設定等にご支援ください。指導1課との連携をこれまで以上をお願いしたいと思っています。
- 若田宇宙飛行士の冠企画を生かしながら、「学びの場」としての貴館の特色を生かし続けていただきたいと思います。
- 緊急事態宣言下ではありますが、プラネタリウム投影は定員数を100名として安心してご鑑賞いただけますよう感染症拡大防止策を講じていることを高く評価しますが、館内展示や館内イベントが中止になっています。「安全安心」のために中止にすることはやむを得ないと考えますが、是非とも最

大限の感染防止を講じたうえで、「安全安心」ではなく「安心安全」に展示公開を行ってもらいたいと考えます。手指消毒、不織布マスクの着用、適切な換気（サーキュレーターの常時運転）などをおして、定員制を設けてでも、児童生徒が見学できる場を提供していただけるとありがたいと考えます。児童生徒にとっては貴館で体験することは学校教育ではできない貴重な学びの場であると考えます。

○さいたま市青少年宇宙科学館条例

平成 13 年 5 月 1 日

条例第 125 号

(設置)

第 1 条 青少年の科学に対する関心を深め、科学教育の振興に寄与するとともに、未来社会に対応した創造性豊かな青少年の育成を図るため、さいたま市青少年宇宙科学館(以下「科学館」という。)をさいたま市浦和区駒場 2 丁目 3 番 45 号に設置する。

(一部改正〔平成 14 年条例 67 号〕)

(業務)

第 2 条 科学館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) プラネタリウムその他の投影装置による天体運行等の投影に関すること。
- (2) 天体観測会の開催に関すること。
- (3) 科学に関する資料等の展示に関すること。
- (4) 科学に関する講座、講演会、映画会等の開催に関すること。
- (5) 青少年の科学に関する団体活動の奨励及び指導、助言等に関すること。
- (6) 青少年ホール、視聴覚ホール及びパソコン教室(以下「青少年ホール等」という。)の利用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、科学館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第 3 条 科学館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第 4 条 科学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- (2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

(開館時間)

第 5 条 科学館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(青少年ホール等の利用)

第 6 条 青少年ホール等を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第 7 条 委員会は、青少年ホール等の利用について、次の各号のいずれかに該当すると

きは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒むことができる。

- (1) 科学館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 科学館の施設をき損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、科学館の管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、科学館の管理上特に必要があるとき。

(入館料等)

第10条 科学館の入館料は、無料とする。ただし、宇宙劇場に入場しようとする者は別表第1に定める入場料を、青少年ホール等を利用しようとする者は別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、既納の入場料及び使用料は、還付しない。ただし、市長は、理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の入場料及び使用料を減額し、又は免除することができる。

(入館の禁止等)

第11条 委員会は、科学館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 科学館の入館者は、故意又は過失により施設等を損傷したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第14条 科学館の運営に関する重要事項について審議するため、さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、委員長及び委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから

委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成23年条例16号・26年19号〕)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市青少年宇宙科学館条例(昭和63年浦和市条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成14年12月26日条例第67号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月16日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会の議員として委員の職にある者の特例)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時において、当該委員の職を辞したものとみなす。

附 則(平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第 3 条の規定による改正後のさいたま市青少年宇宙科学館条例別表 第 2 の規定	利用
略	略

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 19 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 13 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例(第 1 条、第 10 条から第 12 条まで、第 15 条、第 16 条、第 17 条(同条中第 6 条の改正に限る。)、第 18 条、第 30 条及び第 51 条から第 53 条までの規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金等(以下「使用料等」という。)で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日以前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表第 1(第 10 条関係)

(一部改正〔平成 25 年条例 46 号・31 年 2 号〕)

区分	入場料(1 人 1 回の入場につき)
一般	520 円
児童・生徒満 4 歳以上の幼児	200 円

備考 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒をいい、「一般」とは、児童・生徒及び義務教育諸学校に就学前の幼児以外の者をいう。

別表第 2(第 10 条関係)

(一部改正〔平成 25 年条例 46 号・31 年 2 号〕)

種別	使用料	
	午前	午後
	午前 9 時～午後零時	午後 1 時～午後 5 時
青少年ホール	4,190 円	8,380 円
視聴覚ホール	2,090 円	4,190 円
パソコン教室	3,870 円	4,920 円

さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員

		氏 名	職 名 ・ 所 属 団 体 等
委員長		中 島 雅 子	埼玉大学准教授
委 員	1	大 向 隆 三	埼玉大学教授
	2	溝 口 景 子	さいたま市PTA協議会 (さいたま市立与野南中学校PTA会長)
	3	佐久間 由 記	青少年育成さいたま市民会議理事 (さいたま市ガールスカウト連絡協議会)
	4	平 川 和 明	公募委員
	5	木 村 良 治	公募委員
	6	長 嶋 美知子	さいたま市私立幼稚園協会 (埼玉幼稚園園長)
	7	豊 田 由 香	さいたま市立小学校校長会 (さいたま市立泰平小学校長)
	8	富 田 英 雄	さいたま市立中学校長会 (さいたま市立大宮北中学校長)
	9	上 原 一 孝	さいたま市立高等学校長会 (さいたま市立浦和南高等学校長)

※注1

任期 令和2年7月1日から令和4年6月30日

※注1 令和3年7月1日から令和5年6月30日